

箕面市総合計画策定委員会議開催要綱

(平成二十年五月二十二日箕面市訓令第四十号)

(趣旨)

第一条 この要綱は、平成二十三年度を初年度とする箕面市総合計画基本構想及び基本計画の素案(以下「総計素案」という。)の策定及び当該基本計画を実施するための計画(以下「実施計画」という。)を検討するため、箕面市総合計画策定委員会(以下「委員会」という。)の開催について必要な事項を定めるものとする。

(検討事項)

第二条 委員会においては、総計素案の策定及び実施計画について検討するものとする。

(構成)

第三条 委員会議は、次に掲げる者をもって構成する。

- 一 企画専門委員(学識経験者のうちから市長が委嘱した者をいう。)
- 二 総合計画策定委員(市民のうちから市長が委嘱した者をいう。)
- 三 理事級の職員のうち市長が適当と認める者

(会長及び副会長)

第四条 委員会議に会長を置き、構成員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を招集し、かつ、その議長となる。

3 委員会議に副会長を置き、会長が指名した者がこれにあたる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。

(関係者の意見聴取)

第五条 会長が必要と認めるときは、構成員でない者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(分野別策定検討会議)

第六条 分野別に総計素案の策定及び実施計画について検討しようとするときは、分野別策定検討会議(以下「分野別検討会議」という。)を開催する。

2 分野別検討会議に部会長を置き、各分野を所管する部局室の総務次長がこれにあたる。

3 分野別検討会議の運営に関する事項は、別に定める。

(庶務)

第七条 委員会議の庶務は、市長公室政策企画課において行う。

(委任)

第八条 この要綱に定めるもののほか、委員会議の運営に関し必要な事項は、会長が委員会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、訓令の日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成二十三年三月三十一日限り、その効力を失う。